

2015 年 11 月 11 日

中小企業振興センター

マイナンバー制度の意義について

元内閣官房参与(社会保障担当)峰崎直樹

1,マイナンバー制度とは、また導入の目的は何か

(1) マイナンバー制度とは

「番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという事の確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)である。」名寄せ、突合、特定するための 12 ケタの番号
国税庁長官によって法人等に 13 ケタの法人番号も同時に導入へ

(2) 何のために導入するのか

- ① より公平・公正な社会(後出資料「申告納税者の税負担率」参照)
- ② 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会(所得捕捉の公平性)
- ③ 行政に過誤や無駄の無い社会
- ④ 国民にとって利便性の高い社会
- ⑤ 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

2,マイナンバー導入の経過と今後の予定

- (1) 古くは国民総背番号制、グリーンカード、住民基本台帳ネット
- (2) 2016 年 1 月から本格的な適用へ、税・社会保障・災害対策分野から(ただし、年金は最大 1 年半遅れて連携)
「公的個人認証サービス」(ネット上で行政手続きを安全かつ確実に行う仕組み)の民間開放
- (3) 2017 年から「マイナポータル」の運用へ、自己情報コントロール権、プッシュ型の情報サービス・ワンストップサービスの提供へ。18 年 4 月をめどに健康保険証との一体化も
- (4) 民間への適用についての論議はこれから、3 年後をめどに検討へ

3,なぜこの時期に導入できたのか

- (1) 消えた 5000 万件の年金記録問題と民主党政権樹立、平成 22 年度税制改革大綱に番号制導入を明記。その後の立役者は菅直人総理か!?マイナンバー

一法成立は第二次安倍政権の時

- (2) 消費税の引き上げと並行して導入論議、隠れた争点に
- (3) デジタル社会への移行による国民の番号アレルギー軽減

4,情報漏洩の心配はないのか

- (1) 厳しく監視・監督する特定個人情報委員会(三条委員会)設置、立ち入り検査権、法令違反に対し勧告・命令権も付与
- (2) システムとして一元管理ではなく、分散管理へ(行政機関同士のやり取りに直接番号は使わない)
- (3) 漏洩したとしても、被害を最小限にする仕組みの導入、一元管理ではなく、分散管理システム

5,番号の取扱いに当たっての注意点(漏洩の 8 割は人為的なモノ)

- (1) マイナンバーは、不用意に「見ない」「言わない」「聞かない」「扱わない」
- (2) 会社・組織内での管理システムの確立を、人、物、制度の確立を
企業が抑えるべきポイント 4 点①取得②利用・提供③保管・廃棄④安全管理措置
外食・小売り・コンビニなどアルバイト・パートを抱え大変、特に学生
人材派遣も入れ替えが多く大変、銀行は 3 年後預金口座に付番等等

6 違反した場合の罰則はどうなっているのか(資料参照)

- (1) 管理のルール of 厳しさだけでなく、違反者に対する罰則も厳しい
- (2) 例えば、正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供した場合 4 年以下の懲役もしくは 200 万円以下の罰金、不正に個人番号を取得した場合 3 年以下の懲役もしくは 150 万円以下の罰金が適用

7 紛失や盗難に遭った場合は

- (1) 原則としてマイナンバーの変更は出来ないことになっている
- (2) 紛失や盗難やスキミングに遭い不正利用される恐れのある場合、市区町村に申し出れば変更は可能

8,個人番号と法人番号の違いは

- (1) 個人番号はプライバシーの観点から厳重な管理や罰則が用意されている
- (2) 法人番号は誰でも自由にアクセスでき、利用範囲に制限はない
- (3) 問題は、自営業を営んでいる者は個人番号しかないのかどうか

9,従業員の番号を集められない時はどうなるのか

- (1) 事業者は従業員から強制的にマイナンバーを集めることは出来ない、しかし
法廷調書への番号付けは義務
- (2) どうしても番号の提出ができなかった場合、税務署はその経過を記録として
残しておくことを求め、番号無くても書類は受理していく方針
- (3) アルバイトや不安定雇用労働者の扱いが大変になってくる。

